(令和7年4月7日)

① 特許権侵害

(1)権利範囲

特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められ、そこに記載された 用語の意義は、明細書の記載及び図面を考慮して解釈されます。



特許請求の範囲は、請求項(クレーム)に区分して、請求項ごとに発明を特定するために必要な事項のすべてを記 載することになっており、2つ以上の請求項がある特許権については、請求項ごとに特許権が発生します。

(2)直接侵害

請求項の構成要件をすべて充足した状態で特許発明を実施(製造・販売など)すると、その請求項について特許 権を侵害する可能性があります。構成要件の一部でも欠く場合には、侵害が成立しないことになります。全ての請求 項である必要はなく、少なくとも1つの請求項を満たせば良いです。

(3) 間接侵害

請求項の構成要件のすべてを充足しない場合でも、直接侵害を誘発する可能性が高い行為については、特許権 侵害とみなされる場合があります。例えば、特許製品の生産以外に他の用途がない専用品を販売する等です。

(4)均等論

侵害品に特許請求の範囲の記載と異なる部分があっても、①異なる部分が本質的部分ではなく、②異なる部分を 置き換えても目的を達成することができ、③異なる部分を置き換えることが侵害時に容易で

あり、④侵害品が出願時に容易に考えられる技術ではなく、⑤侵害品が特許請求の範囲から 意識的に除外されたものでもない場合には、特許権侵害と判断される場合があります。



(5) 利用·抵触

利用は、一方を実施すれば、他方の全部を実施することになるが、その逆は成立しない関係です。特許発明が、そ れより前に出願された他人の特許発明、登録実用新案、登録意匠(類似含む)を利用するときは、侵害となる可能 性があります。

抵触は、双方の権利内容が重複しており、互いに、一方を実施すれば他方の全部を実施することになる関係です。 特許権が、それより前に出願された他人の意匠権、商標権と抵触するときは、侵害となる可能性があります。特許権 同士の抵触は、重複特許(ダブルパテント)となるので、通常はありません。

(6)差止請求

特許権侵害に対する差止めとしては、①侵害行為の停止、②侵害の予防、③侵害行為を組成 した物(生産された物を含む)の廃棄、設備の除却などの措置を請求することができます。

(7)損害賠償請求

特許権侵害に対して損害賠償を請求する場合は、①侵害の事実、②侵害者の故意・過失、③損害の発生、④侵害 行為と損害の因果関係、⑤損害額の算定について、立証する必要があります。なお、特許権の内容は公示されます ので、それを確認しなかったことに過失が推定され、侵害者が無過失を立証することになります。

こちら特許部

NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。 どうぞ、お気軽にお問い合わせください。



info@nippo-patent.jp